

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り、その翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示

地籍調査の成果の認証

小売販売業者甲の営業所の所在地の変更の承認

土地改良区の役員の就退任

土地改良区の役員住所の変更

保安林予定森林

解除予定の保安林(二件)

都市計画の決定

開発行為に関する工事の完了

### ◇ 公 安 告 示

風俗営業等取締法による聴聞

### ◇ 正 誤

昭和五十五年九月鳥取県告示第七百八十六号中訂正

## 告 示

### 鳥取県告示第九号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第三条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届出者の名称	建物の名称	建物の所在地
有限会社岩崎商店	スーパーマーケット サンマート国府店	岩美郡国府町大字奥谷三一 七番地

### 鳥取県告示第十号

気高郡気高町大字宿及び土居の一部における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定に基づき、国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 調査を行つた者の名称

気高町

二 調査を行つた時期

昭和四十九年度及び昭和五十年

三 成果の名称

気高町(大字宿及び土居の一部)の地籍図及び地籍簿

四 調査を行つた地域

気高町大字宿及び土居の一部

五 認証年月日

昭和五十六年一月十三日

鳥取県告示第十一号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の第二項の規定に基づき、次のとおり小売販売業者甲の営業所の所在地の変更の承認をしたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 小売販売業者甲の名称

倉吉東町米穀小売企業組合

二 営業所の所在地

変更前 倉吉市住吉町四一の一

変更後 倉吉市駄経寺町八三の四

鳥取県告示第十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

大栄町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 梅 津 義 親 東伯郡大栄町大字大谷一四五二

” 森 本 健太郎 ” 一二八三一

” 塚 本 富 秋 ” 一四九九一二

” 山 下 理 ” 一五〇〇

” 三 浦 益 雄 ” 二二二二一七六

一身上の都合により昭和五十五年十一月一日退任

米子市成実土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 牧 茂 富 米子市古市五一

” 赤 井 直 義 ” 一九七

潮	田	赤	赤	赤	理事	米子市成美土地改良区	潮	潮	能	井	戸	羽	大	赤	潮	田	赤	赤
清	中	井	井	井	牧	就任した役員の名及び住所	大	大	見	上	川	柴	森	井	中	井	井	井
實	實	通	通	直	茂		元	元	貞	博	明	孟	稔	清	實	純	純	泰
二	三	四	四	七	富		巖	巖	夫	則	雄	雄	雄	二	三	四	四	一
八	八	六	六	一	米子市古市五一		新	新	操	則	一	一	一	八	八	四	六	一
二	四	六	一	七			山	山	夫	則	五	五	四	二	二	四	六	一
							四	四	夫	則	九	九	九	二	二	四	六	一
							八	八	夫	則	七	七	七	二	二	六	一	一
									夫	則	九	九	九	二	二	六	一	一
									夫	則	七	七	七	二	二	六	一	一
									夫	則	九	九	九	二	二	六	一	一
									夫	則	七	七	七	二	二	六	一	一
									夫	則	九	九	九	二	二	六	一	一
									夫	則	七	七	七	二	二	六	一	一

宮	林	蓑	蓑	山	增	高	石	吉	潮	大	潮	上	能	井	戸	羽	大	赤
本	林	原	原	下	田	橋	賀	田	大	大	大	野	見	上	川	柴	森	井
佳	正	嘉	峰	山	博	弘	稔	勤	巖	巖	巖	操	夫	博	明	孟	孟	稔
晴	正	博	三	正	博	二	稔	倉	元	元	元	夫	夫	則	雄	雄	雄	稔
下	岩	一	一	一	一	一	一	吉	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一
大	倉	六	六	六	三	三	三	市	〇	〇	〇	五	五	五	五	五	五	四
江	四	八	八	八	四	四	四	一	八	八	八	七	七	七	七	七	七	〇
一	九	一	一	一	三	三	三	七	二	二	二	九	九	九	九	九	九	五
七	一	八	三	三	三	三	三	四	八	八	八	七	七	七	七	七	七	〇
七	一	八	三	三	三	三	三	六	二	二	二	九	九	九	九	九	九	五
一	一	八	三	三	三	三	三	六	八	八	八	七	七	七	七	七	七	〇
一	一	八	三	三	三	三	三	六	二	二	二	九	九	九	九	九	九	五
一	一	八	三	三	三	三	三	六	二	二	二	九	九	九	九	九	九	五
一	一	八	三	三	三	三	三	六	二	二	二	九	九	九	九	九	九	五
一	一	八	三	三	三	三	三	六	二	二	二	九	九	九	九	九	九	五
一	一	八	三	三	三	三	三	六	二	二	二	九	九	九	九	九	九	五
一	一	八	三	三	三	三	三	六	二	二	二	九	九	九	九	九	九	五

昭和五十五年九月十七日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、同年十月十六日就任 任期四年

東鴨土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 吉田 勤 倉吉市東鴨四六六

石賀 稔 下大江一七四一

高橋 弘二 東鴨四四九

増田 博 東鴨三四三

山下 公正 東鴨四一

蓑原 峰三 大宮一六三

蓑原 嘉博 一六八

林 正 岩倉四九一

宮本 佳晴 下大江一七六一

" 蔵 増 昭 和 " 広瀬一四一  
 監事 中野 通 " 東嶋二八二  
 " 徳 永 信 雄 " 岩倉八一八  
 任期満了により退任

東嶋土地改良区  
就任した役員の氏名及び住所

理事 石賀 稔 倉吉市下大江一七四一  
 " 吉 田 勤 " 東嶋四六六  
 " 高 橋 弘 二 " 四四九  
 " 増 田 博 " 広瀬三四三  
 " 山 下 公 正 " 東嶋四一  
 " 蓑 原 峯 三 " 大宮一六三  
 " 蓑 原 嘉 博 " 一六八  
 " 林 正 " 岩倉四九一  
 " 宮 本 佳 晴 " 下大江一七六一  
 " 蔵 増 昭 和 " 広瀬一四一  
 " 中 野 通 " 東嶋二八二  
 " 徳 永 信 雄 " 岩倉八一八  
 昭和五十五年十一月二十二日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、同年十二月四日就任 任期四年  
 北谷土地改良区  
退任した役員の氏名及び住所

理事 高岡 諦 夫 倉吉市福富三二三  
 死亡により昭和五十四年一月十三日退任

鳥取県告示第十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

佐陀川右岸土地改良区

理事 田 中 年 文	
変更前	米子市泉一五六
変更後	米子市泉一五〇

北谷土地改良区

理事 徳 永 富 幸	
変更前	倉吉市中町二二一
変更後	倉吉市中町二二一一

鳥取県告示第十四号

次の保安林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字中津（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大谷字越後谷二二二一三の一九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十六年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字八東水字短尾二七〇八の二四、二七〇八の二五、二

七〇八の四七、二七〇八の四九

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次とおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十六年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画自動車ターミナル

第一号鳥取バスターミナル

二 都市計画の決定に係る土地の区域

鳥取市東品治町

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年一月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十五年八月二十六日 鳥取県指令受都計第二百四十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市安長字八本松

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区神宮前六丁目二七一八

本田技研工業株式会社

代表取締役 河 島 喜 好

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年一月十三日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十六年一月二十二日午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県警察本部内

鳥取県公安委員会委員室(県庁本庁舎七階)

二 被聴聞者

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭一二六九番地の一

山下 昭子

正 誤

昭和五十五年九月鳥取県告示第七百八十六号(解除予定の保安林について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

四 下 七 字上戸坂四四六の二 字上木戸坂四四六の二